

被災者のための入浴支援マニュアル

食品生活衛生課

(最終改正：令和4年1月5日)

このマニュアルは、災害が発生し、県内市町に災害救助法が適用された際に、避難所に避難しているなどにより入浴ができない被災者に対して、公衆浴場で無料入浴できるサービスを迅速かつ円滑に提供することを目的として実施手順等を整理したものである。

災害発生時の対応

1 協力公衆浴場の確保

(1) 県（食品生活衛生課。以下同じ。）

① 実施決定

災害が発生した場合、県は、被災者数など次の項目を検討し、公衆浴場（公衆浴場法の営業許可を受けている公衆浴場に限る。以下同じ。）における無料入浴サービスの実施について、災害救助法担当課を通じて内閣府と基本的な実施内容（対象者等）を協議の上、災害救助法が適用された市町（以下「適用市町」という。）と協議し、要否を決定する。

協議にあたっては、適用市町は、別記様式1（入浴支援ニーズ等連絡票）により入浴支援ニーズ等について、県へ連絡する。

無料入浴サービスの実施に際しては、無料入浴サービスを利用できる者（以下「対象者」という。）、実施期間、利用方法、費用負担について、あらかじめ定めるものとする。

また、入浴支援を実施する際に、危機管理課など庁内関係課と連携し、必要に応じ入浴支援を実施する関係機関と別記様式1（入浴支援ニーズ等連絡票）の内容を情報共有するなどして、支援範囲や被災者への周知（ホームページ掲載等）について、調整等を行う。

<項目>

被災者数、家屋の被災状況、避難所設置状況や避難期間、災害救助法の適用状況、断水状況、電気・ガスなどライフラインの状況など

<基本的な実施内容>

ア 対象者

対象者は、適用市町における被災された方々のうち、避難所や車中で生活している者又は自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない者のみとし、災害復旧ボランティア等は対象外とする。

イ 実施期間

災害救助法に基づき定められた適用市町の救助の期間内において、避難所が設

置されたときから公衆浴場を入浴施設として利用する必要がなくなるまでの期間とし、避難所の閉鎖後は対象外とする。

ウ 利用方法

対象者は、利用時に身分証明書等（運転免許証等の住所確認できるもの）を提示するなどした上で、無料入浴サービスに協力する公衆浴場（以下「協力公衆浴場」という。）に設置された別記様式2（入浴者名簿）に、氏名、住所、年齢、料金区分、無料入浴サービス利用理由を記入し、無料入浴サービスの提供を受ける。

ただし、適用市町が対象者に対し無料入浴券を配布するなど、事前に避難所等において入浴者名簿の記入及び身分証明書の確認が行われている場合は、協力公衆浴場での記入及び身分証明書の確認を省略することができる。

エ 費用負担

協力公衆浴場が無料入浴サービスに要した費用は、県が負担するものとする。協力公衆浴場の請求の上限額は、各公衆浴場における平常時の入浴料金とする。なお、平常時の入浴料金が高額な場合は個別に調整することとする。

オ 避難所から入浴施設への送迎について

無料入浴サービスの実施に伴い、避難所から入浴施設の送迎に係る経費が生じる場合は、適用市町から県へ請求できることとし、その場合はあらかじめ県と適用市町において協議することとする。

② 市町への通知

県は無料入浴サービスの実施を決定したときは、適用市町に対し、広島県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「組合」という。）に非加入の公衆浴場（以下「組合非加入公衆浴場」という。）への協力要請や、協力公衆浴場の県への報告等について通知する。

組合非加入公衆浴場への協力要請は、状況に応じ、必要な範囲で行うものとする。

<通知事項>

対象者、実施期間、利用方法、費用負担、組合非加入公衆浴場への協力要請 等

③ 組合加入公衆浴場への協力要請

県は、状況に応じ、一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）及び組合に対し、無料入浴サービスを実施する旨を通知するとともに、「災害時における救助に関する協定」（広島県及び連合会）に基づき協力を要請し、組合に加入の公衆浴場（以下「組合加入公衆浴場」という。）について、協力公衆浴場を県へ報告するよう求める。

また、入浴者数の増加が予想されるため、残留塩素濃度確認や清掃・消毒の回数を平常時よりも増やすなど、施設の確実な衛生確保を要請する。

④ 協力公衆浴場のとりまとめ

県は、1（1）②、③により協力を申し出た協力公衆浴場をとりまとめて、適用市町に通知する。

<通知内容>

協力公衆浴場の所在地、名称、営業時間、実施期間、駐車場有無など

(2) 適用市町

① 実施決定（1（1）①参照）

災害が発生した場合、被災者数などを検討し、適用市町は、県と公衆浴場における無料入浴サービスの実施について協議の上、可否を決定する。

協議にあたっては、適用市町は、別記様式1（入浴支援ニーズ等連絡票）により入浴支援ニーズ等について、県へ連絡する。

無料入浴サービスの実施に際しては、対象者、実施期間、利用方法、費用負担について、あらかじめ県と協議するものとする。

また、入浴支援を実施する際に、必要に応じ入浴支援を実施する関係機関と別記様式1（入浴支援ニーズ等連絡票）の内容を情報共有するなどして、支援範囲や被災者への周知（ホームページ掲載等）について、調整等を行う。

② 組合非加入公衆浴場への協力要請

県から1（1）②の通知があったときは、適用市町は、組合非加入公衆浴場に対し、状況に応じ、必要な範囲で、無料入浴サービスを実施する旨を通知し、協力を要請する。

<協力要請時の説明事項>

ア 1（1）②の<通知事項>

イ 施設の衛生確保

入浴者数の増加が予想されるため、残留塩素濃度確認や清掃・消毒の回数を平常時よりも増やすなど、施設の確実な衛生確保を要請する。

③ 事業実施等についての報告

適用市町は、無料入浴サービスの実施の有無、対象地域、1（2）②により協力を申し出た協力公衆浴場を、別記様式3を添付し県に報告する。

(3) 組合

① 営業状況等の把握

災害が発生した場合には、組合は、組合加入公衆浴場の被災状況及び営業状況を確認・把握する。

② 協力要請等

組合は、県から無料入浴サービスの実施について協力要請があったときは、速やかに組合加入公衆浴場に対して協力を要請し、協力公衆浴場をとりまとめて県へ提出する。

また、入浴者数の増加が予想されるため、残留塩素濃度確認や清掃・消毒の回数を平常時よりも増やすなど、施設の確実な衛生確保を協力公衆浴場へ要請する。

(4) 協力公衆浴場

① 協力申出

無料入浴サービスの実施に協力する組合加入公衆浴場は、組合を経由して県へ別紙様式3（入浴支援について）により協力を申し出る。組合非加入公衆浴場は、適

用市町へ別記様式3（入浴支援について）により協力を申し出る。

② 実施準備

受付スペースの確保，別記様式2（入浴者名簿）の準備など無料入浴サービスの実施に必要な準備を行う。

また，入浴者数の増加に備え，残留塩素濃度確認や清掃・消毒の回数を平常時よりも増やすなど，施設の確実な衛生確保のための準備を行う。

2 被災者への周知

(1) 適用市町

無料入浴サービスの実施について，避難所等への掲示やチラシ配布，ホームページ掲載などにより被災者へ周知する。

<周知内容>

ア 対象者

イ 協力公衆浴場の所在地，名称，営業時間，実施期間，駐車場有無など

ウ 利用方法

エ 留意事項

通常の入浴料金が無料となり，追加のコース料金などは対象外となる。タオル等は持参すること。

(2) 県

無料入浴サービスの実施について，ホームページ掲載などにより被災者へ周知するとともに，必要に応じて報道機関を通じた広報を行う。

(3) 協力公衆浴場，組合

無料入浴サービスの実施について，協力公衆浴場への掲示やホームページ掲載などにより被災者へ周知する。

3 無料入浴サービスの実施

(1) 協力公衆浴場

① 案内

協力公衆浴場は，利用者に対し，入浴支援対象市町，無料入浴サービスの対象者及び利用方法（1（1）①ア，ウ）を，別記様式4-1（入浴支援対象市町）及び別記様式4-2（無料入浴サービスの実施について）の掲示等により利用者に対し周知する。

② 対象者の確認

協力公衆浴場は，利用者から身分証明書等（運転免許証等の住所確認できるもの）の提示を受けるなど，対象者であることを確認し，別記様式2（入浴者名簿）に氏名，住所，年齢，料金区分，無料入浴サービス利用理由の記入を求め，無料入浴サービスを提供する。

ただし，適用市町が対象者に対し無料入浴券を配布するなど，事前に避難所等に

において入浴者名簿の記入及び身分証明書の確認が行われている場合は、これを省略できることとし、無料入浴サービスの提供時に無料入浴券の回収を行う。

③ 混雑回避

必要に応じ、1人当たりの入浴時間を設定するなど、混雑を回避し、多くの対象者が入浴できるよう努める。

④ 実施内容変更の連絡

協力公衆浴場は、営業時間などの無料入浴サービスの実施内容に変更がある場合には、原則5日前までにその旨を県に連絡（組合加入の協力公衆浴場は組合にも連絡）する。

また、その旨を協力公衆浴場への掲示やホームページ掲載などにより被災者へ周知する。

協力公衆浴場が、無料入浴サービスの実施を終了するときは、別記様式5（入浴支援の終了について）により、終了日の原則5日前までに県に連絡（組合加入の協力公衆浴場は組合にも連絡）する。

（2）適用市町

① 被災者への利用案内

市町は、避難所等に避難している被災者に利用方法を説明するなど、無料入浴サービスが円滑に利用されるように配慮する。

② 実施内容変更の周知

無料入浴サービスの実施内容について、県から変更の連絡があったときは、変更実施内容を避難所等への掲示やチラシ配布、ホームページ掲載などにより被災者へ周知する。

（3）県

① 実施内容変更の連絡

協力公衆浴場から3（1）④の連絡があったときは、速やかに適用市町に対し、その旨を連絡する。

② 実施内容変更の周知

無料入浴サービスの実施状況について、ホームページ掲載などにより被災者へ周知する。

（4）組合

組合加入の協力公衆浴場から3（1）④の連絡があったときは、ホームページ掲載などにより被災者へ周知する。

4 無料入浴サービスの終了

（1）適用市町

① 実施終了の決定

適用市町は、避難所設置が終了するなど協力公衆浴場における無料入浴サービス

の必要がなくなると見込まれる場合は、無料入浴サービスの実施の終了時期を決定し、避難所が閉鎖する前に必ず県へ事前連絡する。

<連絡項目>

- ア 市町名
- イ 担当課名，担当者名
- ウ 無料入浴サービスの実施最終日
- エ 避難所の最終の開設日

② 実施終了の周知

無料入浴サービスの実施終了について、避難所等への掲示やチラシ配布、ホームページ掲載などにより被災者へ周知する。

(2) 県

適用市町から無料入浴サービスの実施終了の連絡があったときは、組合及び協力公衆浴場にその旨を通知するとともに、ホームページ掲載などにより被災者へ周知する。

(3) 協力公衆浴場

県から無料入浴サービスの実施を終了する市町の通知があったときは、別記様式4-1（入浴支援対象市町）による協力公衆浴場への掲示等により被災者へ周知する。

5 無料入浴サービスに要した費用の支払い

(1) 協力公衆浴場

① 提出書類の作成

協力公衆浴場は、必要に応じて別記様式2（入浴者名簿）を整理し、別記様式6（請求書）など無料入浴サービスに要した費用の請求に必要な書類を作成する。

② 請求書の提出

協力公衆浴場は、作成した書類を県が別途通知する提出期限までに提出する。

(2) 適用市町

① 無料入浴券を事前に配布する場合など、必要に応じて適用市町において別記様式2（入浴者名簿）を整理し、協力公衆浴場へ提供する。

② 適用市町は、避難所から入浴施設の送迎に係る経費を請求する場合は、支出証拠書類を併せて県へ提出する。

(3) 県

県は、協力公衆浴場等からの請求書等を確認し、請求内容が適切と認められるときは、協力公衆浴場等に対して無料入浴サービスに要した費用を支払う。

6 適用市町の単独実施等

適用市町が1市町にとどまる場合等は、県と当該市町で協議の上、1（1）①の「エ費用負担」の「県が負担」を「当該適用市町が負担」とするなどして、当該適用市町が単独で実施できるものとする。

7 その他

- ・ 県，適用市町，連合会，組合及び協力公衆浴場は，被災者に無料入浴サービスが継続して提供されるよう，十分に連携し対応するものとする。
- ・ 県，協力公衆浴場は，個人情報の取扱いについては，個人情報が流出することのないよう万全の管理を行う。
- ・ 他都道府県から救助の応援要請があった場合は，関係者に調整の上，対応するものとする。

平常時の対応

(1) 県

- ・ 年度当初に市町及び関係機関の連絡先を整理する。
- ・ 災害発生時の対応について研修等に努める。

(2) 市町

- ・ 被災者に無料入浴サービスを提供するために必要な範囲の公衆浴場について，無料入浴サービスの概要の周知や「災害時における入浴施設の提供に関する協定」の締結に努める。
- ・ 災害時に入浴支援を円滑に行うため，シャンプー等消耗品の備蓄に努める。

(3) 組合が行うこと

- ・ 毎年度，総会等において組合員に対し無料入浴サービスの概要について周知するなど，災害に備えた体制整備に努める。

(4) 公衆浴場が行うこと

- ・ 災害時に入浴支援を円滑に行うため，シャンプー等消耗品の備蓄に努める。

別記様式1

入浴支援ニーズ等連絡票

日時	年 月 日 時 分
市町名	
担当課	
担当者	
電話番号	
被災状況等	
入浴支援ニーズ	
市町対応方針	
県記入欄	

別記様式3

年 月 日

〇 〇 市 町 長 様 又は
 広 島 県 知 事 様

営業者住所

営業者氏名

(法人の場合は代表者職氏名)

入浴支援について

〇〇〇〇災害による被災者のための入浴支援について、下記のとおり無料入浴サービスの実施に協力します。

また、サービスの実施後も含め、知り得た個人情報が入浴支援の目的以外に利用しないなど適正に管理します。

なお、〇〇〇〇災害により災害救助法が適用され広島県内で避難所を設置している市町の無料入浴サービスの実施にも協力します。

1	公衆浴場名称	
2	公衆浴場所在地	
3	電話番号	
4	営業時間	
5	定休日	※定休日以外にメンテナンス等で休む日もご記入ください。
6	実施期間	から (市町が定める終了日) まで
7	平常時の入浴料金	※年齢等による区分がある場合、その区分ごとに記載してください。
8	駐車場の有無	
9	その他	※利用に際しての留意事項があれば、記載してください。

※1～6, 8, 9はホームページ等で公表する場合があります。

担当者氏名		電話番号	
-------	--	------	--

入浴支援対象市町

対象市町名 (災害救助法適用)	入浴支援サービス 終了月日

- この様式を受付等に掲示し, 利用される方への入浴支援対象市町の明示をお願いします。
- 入浴支援サービスが終了する場合, 広島県から連絡しますので, 「対象市町名」で取消線で取り消し, 「入浴支援サービス終了月日」欄に終了月日の記載をお願いします。

無料入浴サービスの実施について

次の方を対象に

無料入浴サービスを実施しています。

◆ ○○災害により、

災害救助法が適用された市町にお住まいの方で

◇ 避難所や車中に避難されている方

◇ お風呂が使えない方

ご利用の方は、身分証明書等をご提示の上、
必要事項の記入をお願いします。

広島県知事様

営業者住所

営業者氏名

(法人の場合は代表者職氏名)

入浴支援の終了について

〇〇〇〇災害による被災者のための入浴支援について、次の公衆浴場における無料入浴サービスの実施を終了します。

公衆浴場名称	
終了日 (無料入浴サービスを最後に実施する日)	年 月 日

担当者氏名	
電話番号	

広島県知事様

公衆浴場名
 営業者住所
 営業者氏名
 (法人の場合は代表者職氏名)

請 求 書

〇〇〇〇災害による被災者のための入浴支援について、公衆浴場の無料入浴サービスに要した費用を次のとおり請求します。

- 1 請求金額 _____ 円
 2 請求内容の内訳 (期間: _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日分)

区 分 [※]	人 数 (人)	入浴料金 (円)	金 額 (円)
大人 (12 歳以上)			
中人 (6 歳以上~12 歳未満)			
小人 (6 歳未満)			

※区分は各公衆浴場の設定に合わせて変更してください。

- 3 振込先口座等

金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本 店 支店・支所 出張所
口座種別	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

担当者氏名		電話番号	
-------	--	------	--

※無料入浴サービスを提供した入浴者がわかる資料を添付すること。

(参考)

○無料入浴サービスの実施フロー図

